

>>>> 「シラスコンクリート装飾材及びその製造方法」が特許登録 <<<<

県と株式会社ストーンワークスが平成15年6月17日に特許出願した「シラスコンクリート装飾材及びその製造方法」が、6月4日に特許登録されました（特許第4521497号）。

本発明は、装飾層及びシラス硬化層にゼロスランプ材料を用いて一体成形加工したもので、製造時にアルカリ性の排水を生じないので廃水処理の問題も無く、装飾層に線図、絵などの意図した複雑な模様や色彩を持つ新規な材料を実現するものです。具体的には、建築材、土木材、緑化材又はフィルター材等の多用途に応用可能です。

また、本発明のシラスコンクリート装飾材は、主成分が天然素材のシラスであることから、リサイクルが可能であることも大きな特徴となっています。



>>>> 「筍茶並びに筍茶飲料及びその製造方法」が特許登録 <<<<

県が平成18年6月29日に特許出願した「筍茶並びに筍茶飲料及びその製造方法」が、7月16日に特許登録されました（特許第4547480号）。

本発明は、筍から筍の機能性を活かした香味豊かな新たな機能性筍茶及び機能性筍茶飲料を製造するものです。新鮮な筍を原料として、蒸煮・乾燥・焙煎などの工程により筍茶を、これから抽出あるいは煮出して筍茶飲料を製造します。

この特許により、機能性を有するアスパラギン、チロシン、 γ -アミノ酪酸等のアミノ酸を高濃度で含有する筍茶や筍茶飲料を、添加物を加えることなく容易に提供できます。

竹林面積日本一の本県の特産品でもある筍について、食材として利用を広げることができます。

